
第2部 SBTの設定

6. SBTの手続き

┆ 本章に掲載の内容は、2020年4月15日にSBT事務局から公開された
┆ 各資料の内容に基づいて事務局が作成しています。

①【任意】Commitment Letterを事務局に提出

- ・2年以内にSBT設定するという宣言
- ・SBT事務局、CDP、WMBのウェブサイトにて公表

②目標を設定し、SBT認定を申請

- ・Target Submission Formを事務局に提出

③SBT事務局による目標の妥当性確認・回答（有料）

- ・事務局は認定基準への該否を審査し、メールで回答（否定する場合は、理由も含む）

④認定された場合は、SBT等のウェブサイトにて公表

⑤排出量と対策の進捗状況を、年一回報告し、開示

⑥定期的に、目標の妥当性の確認

- ・大きな変化が生じた場合は必要に応じ目標を再設定（少なくとも5年に1度は再評価）

【参考】Commitment Letter



記載事項は下記の3点

- 企業情報
- 連絡先
- 日付、場所、署名
—署名は誰でもOK

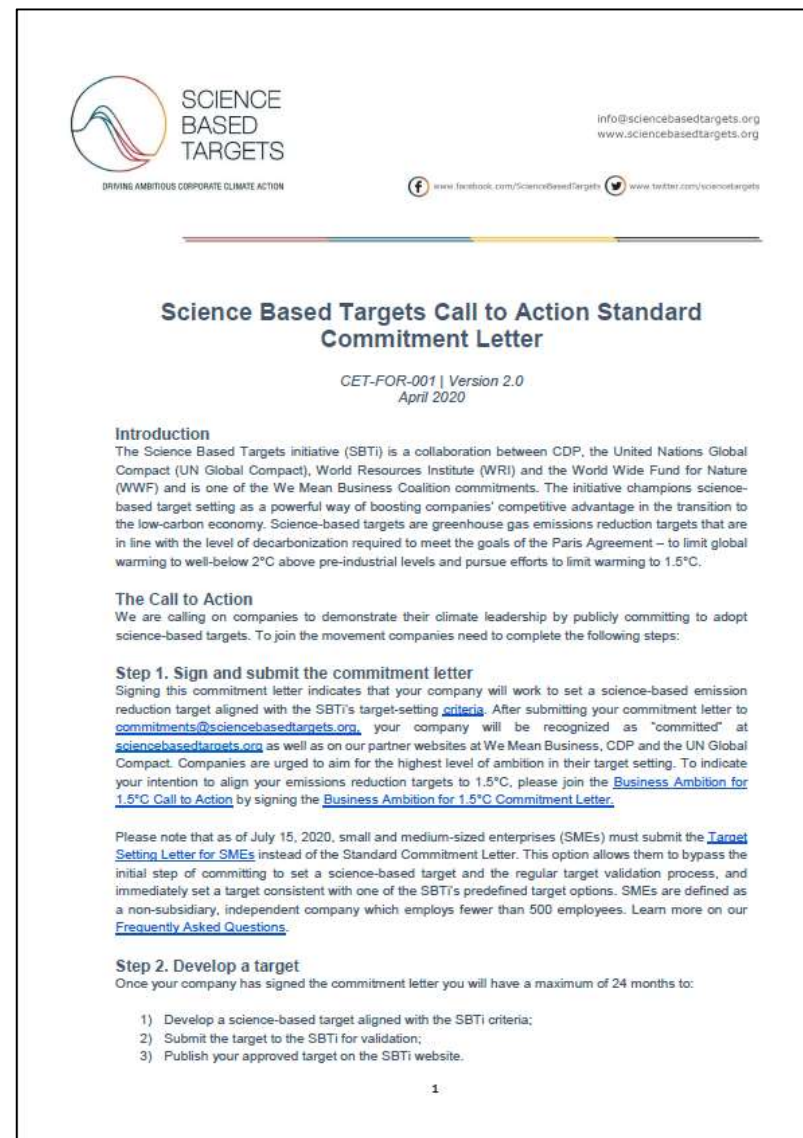
SBTトップページ (<https://sciencebasedtargets.org/>)

→SET A TARGET

→STEP-BY-STEP GUIDE内の

「Download the Standard Commitment Letter」

からダウンロード可能です。



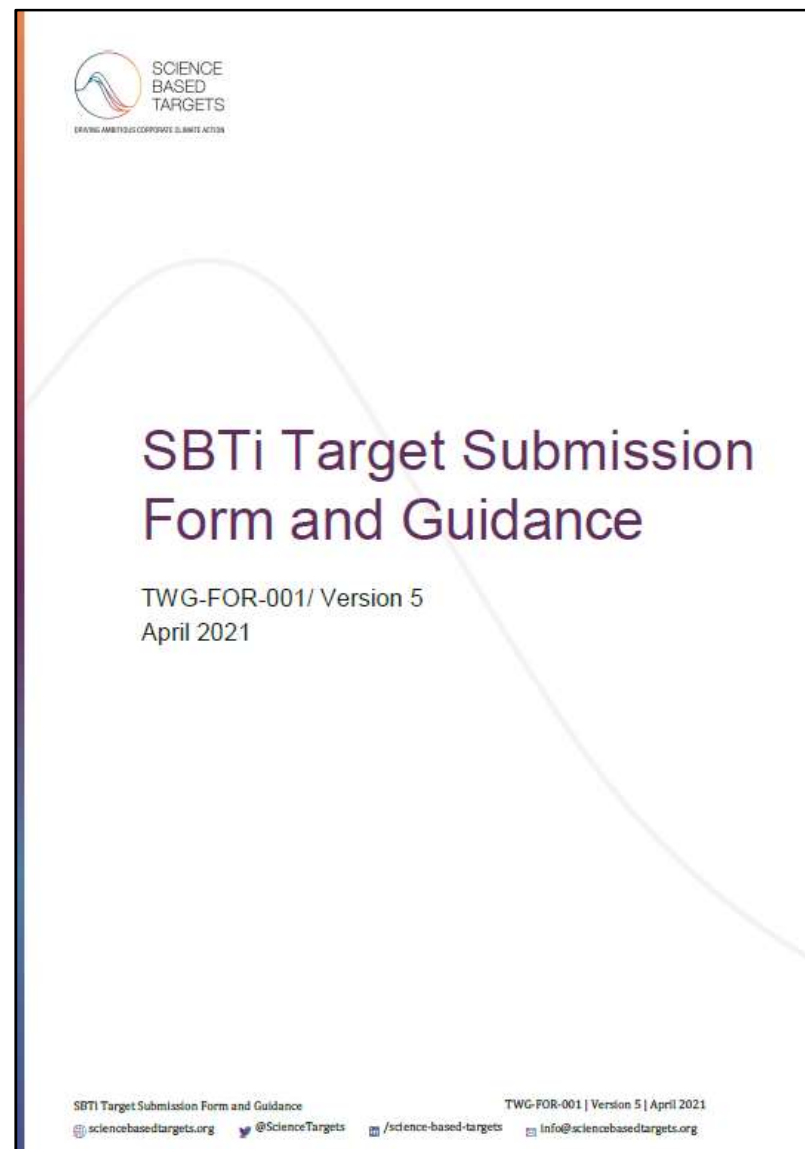
記載事項は下記の7点

- 目標の妥当性確認（次頁参照）に関する要望
- 基本情報（企業名、連絡先など）
- 基準年と直近年のGHGインベントリ（Scope 1～3の排出量情報）
- バイオエネルギーに関する説明
- 削減目標（Scope 1～3について総量削減or原単位、その他目標）
- 補足情報
- 申請費用の支払情報

SBTトップページ（<https://sciencebasedtargets.org/>）

→SET A TARGET

→STEP-BY-STEP GUIDE内の「Download the Target Submission Form and guidance」からダウンロード可能です。



目標の妥当性確認の概要

- SBT認定を申請すると、目標の妥当性確認を通じて認定の可否が審査される

項目	内容
評価対象企業	•金融機関と石油ガス会社（開発・生産活動を含む）を除く全企業
評価対象目標	•目標を全てのSBT基準に照らして評価
目標認定申請書	•特定のスコープについてのフィードバックを求めないのでない限り、申請書は全て記入しなければならない
レビュー実施者	•目標妥当性確認チーム（必要に応じてテクニカルワーキンググループも参加）
提供されるフィードバック水準	•詳細なフィードバックが提供される •目標妥当性確認報告書に合わせて、最終決定通知が発行される
決定の有効性	•旧バージョンのツール/手法を用いてモデル化され、認定された目標は、最新のツール/手法の発効後、6か月のみ有効。当該期間が過ぎると、目標は新しいツール/手法を用いて再計算されなければならない。
連絡	•企業には認定の日（SBT事務局からの資料送付時）から1か月以内に、SBTiウェブサイトでの公表日が割り当てられる。これは認定承認のメールで通知される。企業がこの日付に合意しない場合、企業は認定された目標を6か月以内に公開しなければならない。

- 認定申請後、予備審査を経て主査、担当者による目標評価、目標妥当性確認チームによる確認、また必要に応じて運営委員会による確認が行われる
- 評価にあたり疑問点がある場合、申請企業に対して質問が送られてくることもある
- 各評価に関して、該当する箇所があれば適合していない事項に対応するための提言を含め、総合的な目標妥当性確認報告書1通と、書面での決定通知を**30営業日以内**に得られる
- 決定通知の送付から15営業日以内に、SBT事務局のテクニカルエキスパートから最大60分のフィードバックを受けられる

- 目標の妥当性確認には、**USD4,950（外税）**の申請費用が必要（最大2回の目標評価を受けられる）
- 以降の目標再提出は、1回につき**USD2,490（外税）**の申請費用が必要
 - 再提出は1回の目標のみを評価する
 - 再提出の申請費用は、以下の企業に適用される
 - ① 少なくとも一度は目標妥当性確認のサービスを利用した企業
 - ② 既に認定を受けており、目標の更新を目指す企業
 - ③ 過去に予備の妥当性確認（認定は取得できないが、目標が認定水準に達しているかを評価するもの。2020年7月15日以降は廃止）で承認を受けている企業

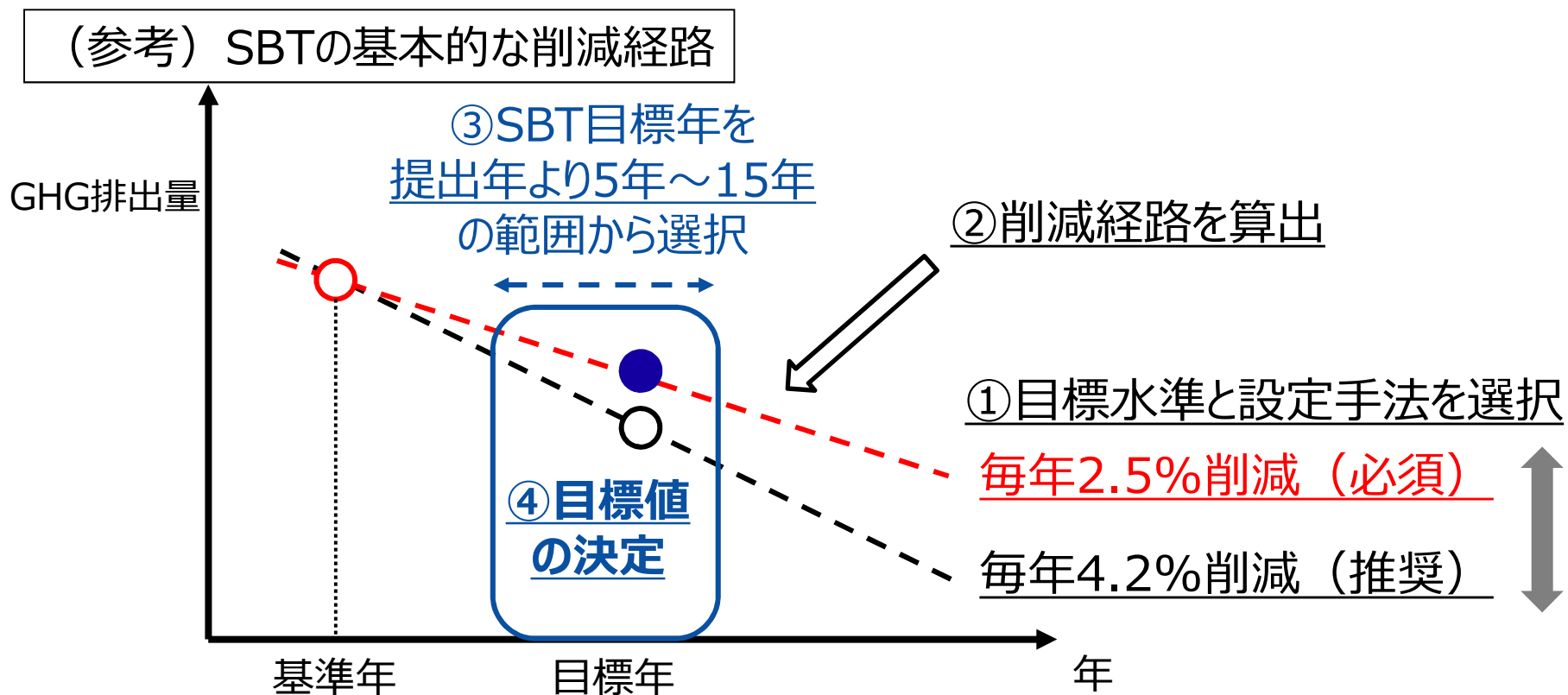
- 国連グローバル・コンパクトが推進する、企業が1.5°C目標を目指すことを誓約するキャンペーン。参加により、ステークホルダーに対し高い野心を発信できる他、コミュニケーションや政策提言の機会を得られる可能性がある
- SBTiウェブサイトで公開されているCommitment Letterに署名し、SBT事務局に提出することで参加可能 **(SBTの1.5°C目標申請とは異なる)**。署名にあたり、以下の2つのいずれか、または両方を通じて、24ヶ月以内に自社の脱炭素計画を調整することを宣言する必要がある
 - 1.5°C science-based emissions reduction targets :
関連する全てのスコープで、削減目標を1.5°Cシナリオに合わせる
 - Net-zero commitment and interim science-based reduction targets :
2050年までにネットゼロとなり、かつ、SBTの水準を満たす削減目標を設定する
- 2021年3月12日時点で438社が1.5°C目標を目指すことを宣言。日本の宣言企業は14社
(味の素、アスクル、アシックス、デジタルグリッド、日立製作所、麒麟ホールディングス、国際航業、丸井グループ、ニコン、野村総合研究所、小野薬品工業、リコー、ソニー、ウェストボックス)
- ガイドラインにおいて以下のことが示されている
 - Scope3排出量がScope1+2+3排出量合計の40%以上の場合、Scope1・2のみならず、Scope3についても1.5°C水準を満たす必要がある
 - ネットゼロとは地球全体でGHG排出量と除去量が釣り合った状態を指す。2050年までのネットゼロを達成するために、企業には2050年のネットゼロ目標だけでなく、中間目標を設定することが期待される

7. SBTの認定基準

本章に掲載の内容は、2020年4月15日にSBT事務局から公開された各資料の内容に基づいて事務局が作成しています。

■ SBTの削減目標設定（特にScope1+2）は下記の経路が基本となる

- Scope1,2および3（該当する場合）について目標設定の必要がある
- Scope1,2の削減経路はほぼ限定されており、「**総量同量**」削減とすることが必要
- Scope3の目標は、以下のいずれかを満たす「**野心的な**」目標を設定する
（総量削減か原単位削減、あるいはサプライヤー/顧客エンゲージメント目標）
- 事業セクターによっては、セクターの特性を踏まえた算定手法も用意されている（**SDA**）



項目	内容
バウンダリ(範囲)	企業全体（子会社含む）*のScope1及び2をカバーし、すべてのGHGが対象
基準年・目標年	<ul style="list-style-type: none"> • 基準年はデータが存在する最新年とすることを推奨（未来の年を設定することは認められていない） • 目標年は公式提出時点から最短5年、最長15年以内** • 提出日までに既に達成している目標は、SBTとしては認定されない
目標水準	最低でも2℃を十分に下回る水準に抑える削減目標を設定しなければならない。さらに、1.5℃目標を目指すことを推奨する。 →SBT事務局が認定する SBT手法（2手法） に基づき目標設定
	Scopeを複数合算（例えば、1+2、または1+2+3）した目標設定が可能。ただし、Scope1+2はSBT水準を満たすことが前提。
	他者のクレジットの取得による削減、もしくは削減貢献量は、SBT達成のための削減に算入できない

*親会社もしくはグループのみの目標設定を推奨。ただし、子会社が独自に設定することも可能。

**長期目標（例えば2050年目標）の提出も推奨。

項目	内容
Scope2	再エネ電力を1.5℃シナリオに準ずる割合で調達することは、Scope2排出削減目標の代替案として認められる
Scope3	<ul style="list-style-type: none"> • Scope3排出量がScope1+2+3排出量合計の40%以上の場合にScope3目標を設定。 • Scope 3 排出量全体の2/3をカバーする目標を、以下のいずれかまたは併用で設定すること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 1つ以上の排出削減目標を設定 ② サプライヤー/顧客・エンゲージメント目標を設定 • Scope3の目標は「野心的」であることが求められる。「野心的」の水準は後述の詳細情報を参照。
報告	企業全体のGHG排出状況を毎年開示
再計算	最低でも5年ごとに目標の見直しが必要

(必須事項)

- GHGプロトコル企業基準に則った、**企業全体**（子会社含む）の**Scope1、2の排出量をおさえる**必要がある。
- Scope1と2の排出量の5%程度（実績と目標の両者）を除外してもよい。ただし、除外の理由については説明が必要。
- GHGプロトコル企業基準において必要とされるすべての温室効果ガスについてカバーすること。

【補足】GHGプロトコルにおける企業範囲とは？



- グローバルルール（GHGプロトコル）では、自社＝自グループ
- 「支配力基準」と「出資比率基準」の2種類のグループ範囲がある

【支配力基準】

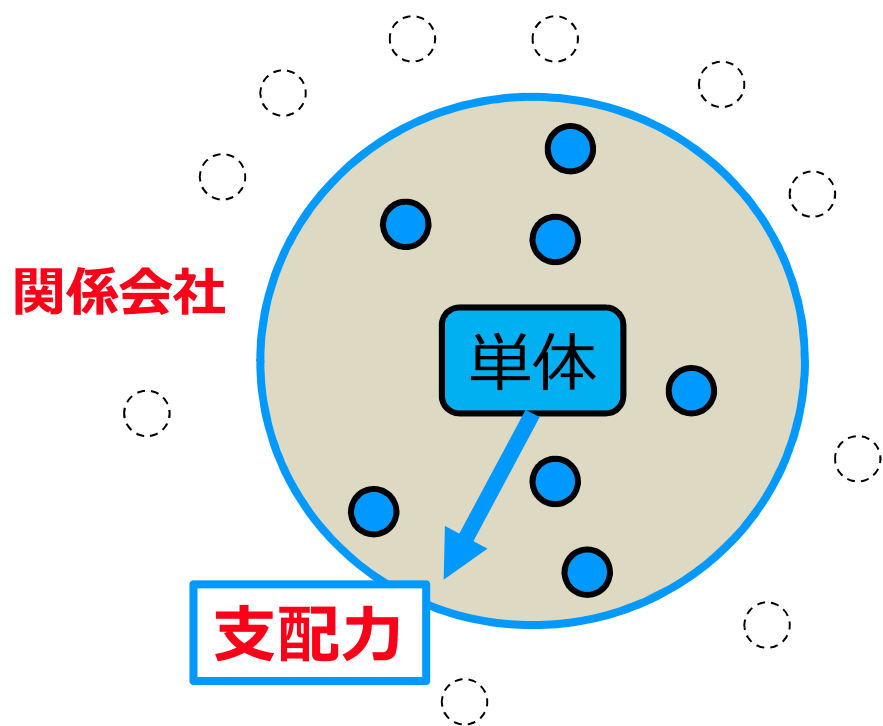
- 関連会社の中で、
 - 支配力を及ぼしている先については、相手先企業の排出量の100%を自社の排出量として計上、
 - 支配力を及ぼしていない先については、相手先企業の排出量は、自社の排出量と見なさない、とする考え方。
 - 「支配力」は、株式保有割合を基準とする「**財務支配力**」と、実質的な経営の意思決定への影響力を基準とする「**経営支配力**」に分類される。
 - 連結対象までを自社とする場合は、「財務支配力基準」に該当。
- ⇒ 企業範囲について**自社＋連結対象事業者**と考えればよい

【出資比率基準】

- 株式保有している企業全てについて、対象企業の排出量の出資比率相当分を自社の排出量とする考え方。

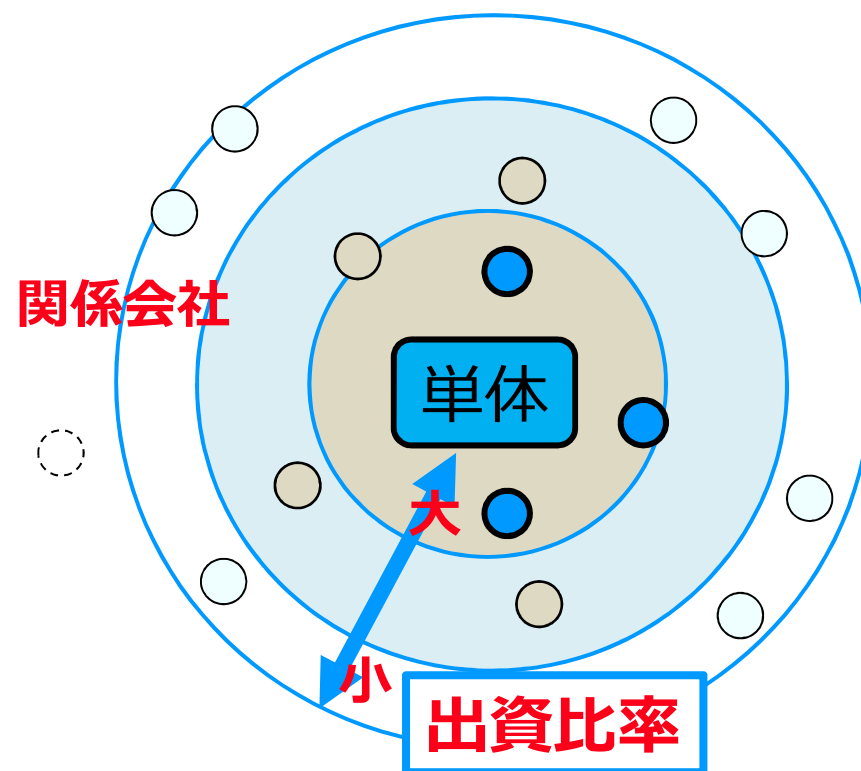
支配力基準

(財務支配or経営支配の2種)



支配力内の関係会社の排出量は
100%自社分に計上
(支配力外は0%計上)

出資比率基準



出資先の排出量は、出資比率に
比例して自社分として計上

(必須事項)

- バイオ燃料やバイオマスの燃焼による直接排出、及びバイオエネルギー原料※に関する炭素吸収量は、SBT設定や目標に対する進捗報告の際に、企業のインベントリと目標範囲に含めなければならない。バイオ燃料やバイオマスからの生物起源炭素排出量がニュートラルであると考えられる場合は、その前提条件の正当性について説明しなければならない。バイオエネルギー原料の使用によるN₂OとCH₄の排出についても同様に、企業のインベントリと目標範囲に含めなければならない。

※非バイオエネルギーに関する生物起源排出量はインベントリと一緒に報告し、目標範囲に含める必要がある。また、バイオエネルギーの原料に関連しないGHGの除去については、現在のところSBTの進捗やインベントリにおける正味排出量としてカウントすることはできない。

(必須事項)

- **親会社もしくはグループのみが目標を提出することを推奨**。親会社と子会社の両方が目標を提出している場合は、親会社の目標に子会社の排出量が含まなければならない。

(推奨事項)

- 関連性があれば、直接的土地利用変化による排出量を算定し、目標範囲に組み入れることが推奨されている。SBTの一環として土地利用変化の減少を目指す緩和行動（例えばサプライチェーン上の森林伐採の防止）を実施しようとする企業は、土地利用変化の排出量を基準年のインベントリに含めるべきである。土地利用変化の算定方法は大きく異なる可能性があり、また現在のところGHGプロトコルで認められている標準化された算定方法が存在しないため、事業者はGHGインベントリにおいてこれらの影響の算定に用いられた算定方法を開示すべきである。間接的土地利用による排出がある企業は、自社のインベントリとは別にこれらを報告することができ、同様にこれらの影響を計算する方法を開示することができる。

(推奨事項)

- バイオエネルギーが気候ニュートラルであるとの仮定は、生物由来の資源の除去（木材/作物）とその後の再生の間に有意な時間差があることを見落としがちである。また、バイオエネルギーの原料として使用される森林/作物システム間の生産性の違いや、生物由来の製品および/または処理における長期的な炭素貯蔵の影響の可能性も見落とされている。これらの理由から、バイオエネルギー-GHG排出量の算定のための標準化された方法がGHGプロトコルにおいて開発されるまで、SBT事務局は企業に対し、算定方法に排出（例えば木材/作物の除去）と吸収（例えば森林/作物の再生）の時点を考慮に入れるよう強く推奨する。

(必須事項)

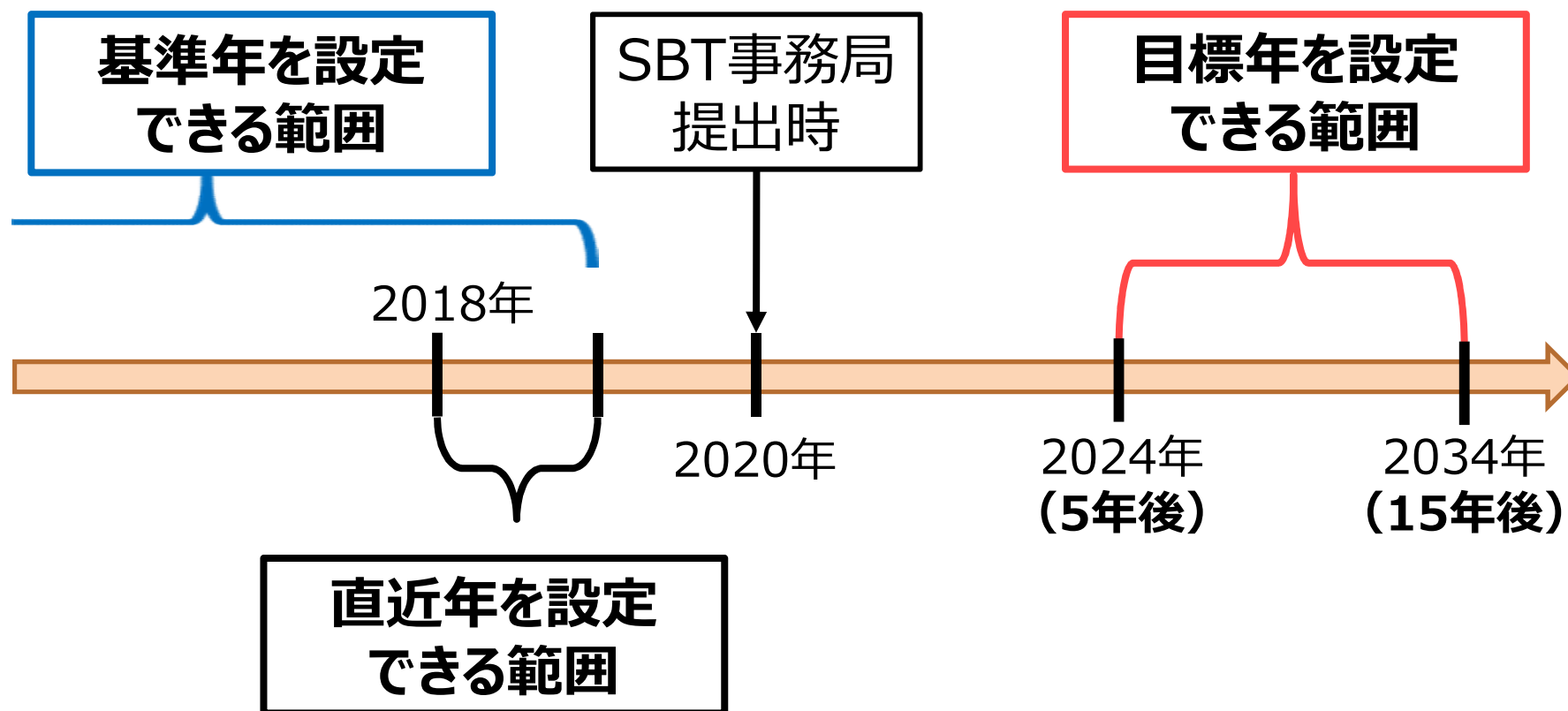
- 目標はSBT事務局に
公式提出時から5年以上先、15年以内の目標
である必要がある。
※2020年前期に提出したものは2024-2034年が可能であり、2020年後期については2025-2035年であることが必要。
- 提出日までに既に達成している目標は、SBT目標として認定されない。SBT事務局は、目標が事務局に提出された（あるいは直近でGHGインベントリを作成した）年からの削減率を目標の野心度として評価するとしている。直近でGHGインベントリを作成した年（直近年）は、**提出日から2年以内**の年を設定しなければならない。
※2020年に提出したものは直近年が**2018年**以降でなければならない。

(推奨事項)

- 基準年：データが存在する最新年を基準年とすることを推奨
(未来の年を設定することは認められていない)
- 目標年：中期目標に加えて、長期目標（例えば2050年目標）を開発することを推奨。提出日から15年以上を対象とする目標は長期目標と見なされる。長期目標は、SBT事務局が認める、世界の気温上昇を産業革命以前と比べて、2℃を十分に下回るよう抑えるために必要な脱炭素化の水準と一致していなければならない。
- 整合性：中期目標と長期目標は、基準年が同じ年であることが望ましい。

● 基準年と目標年のイメージ

(排出量のデータが存在する直近年を基準年とすることを推奨)



(必須事項)

- 少なくともScope1および2の目標は、**世界の気温上昇を産業革命以前と比較して2℃を十分に下回るよう抑える水準**でなければならず、可能であれば1.5℃以下に抑えることを推奨する。基準年から目標年、直近年から目標年のどちらも、この目標水準を満たさなければならない。
- Scope1および2の原単位目標は、その目標が気温上昇を2℃を十分に下回る水準に抑える気候シナリオに沿う排出総量削減目標につながる場合や、承認された部門の改善経路を用いてモデル化された場合にのみ設定可能。
- 総量削減は、2℃を十分に下回る排出シナリオの中でも、少なくとも最低基準と合致するか、部門別脱炭素アプローチ（Sectoral Decarbonization Approach:SDA）で設定されている各部門の改善経路と合わせる必要がある。

(必須事項)

- 目標は、最新の方法やツールによって計算されていなくてはならない。古いバージョンのツールや方法を利用して計算した目標については、改訂または関連する部門別ツールの発行後6か月以内に正式提出をしたときのみ有効。
- Scopeを複数合算(例えば1+2、または1+2+3)した目標設定が可能。ただし、**Scope1+2はSBT水準を満たすことが前提。**
 - ✓ Scope1+2+3目標が2°Cを十分に下回るシナリオと一致していない場合：Scope1+2は2°Cを十分に下回るシナリオに一致する必要がある、Scope3はP.121の基準を満たすものでなければならない。
 - ✓ Scope1+2+3目標が2°Cを十分に下回るシナリオと一致している場合：Scope1+2は、Scope3の野心に関係なく、2°Cを十分に下回るシナリオに沿ったものでなければならない。

(必須事項)

- 他者のクレジット（排出権）の取得による削減（カーボン・オフセット）は、**企業のSBT達成のための削減に算入できない**。ただし、SBT達成を超えた貢献をしたいという場合のみ、認める。
- **削減貢献量**（従来使用されていた製品・サービスを自社製品・サービスで代替することによる、サプライチェーン上の「削減量」）は、企業のインベントリそのものではないため、**目標設定に算入するのは不可**。

(推奨事項)

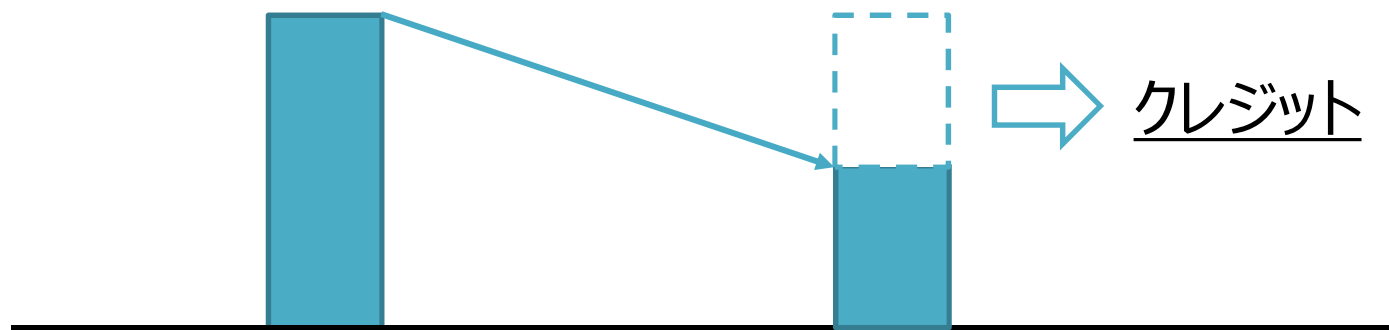
- 手法の選択: SBT事務局としては、早期に削減し、累積排出が最も少ない削減シナリオの利用を推奨。

【補足】クレジットを取得した削減について

- クレジット（排出権）とは、あるプロジェクト（排出削減対策）を実施したことによって発生する、**認定されたベースラインからの削減分、又は定められた排出枠（キャップ）からの削減分を取引できるようにしたもの。**
- 他者のクレジットを自社に移転する行為は、地球全体の排出量は削減したことにはならない。つまり、他者のクレジットを取得することによる自らの削減は、総量削減を求める**SBT達成のための削減には使えない**という整理。
- ただし、SBTが要求する以上の削減を実施し、排出量をゼロ（カーボン・ニュートラル）を目指す企業がクレジットを使うことは支持。

ベースライン排出量
(削減対策を行わなかった場合
の架空の排出量)

プロジェクト排出量
(削減対策を行った場合の
現実の排出量)



他社に移転ができるが、地球全体の排出量は減らない

※なお、経済産業省、環境省、農林水産省が運営するJ-クレジット制度の内、**再エネ電力・再エネ熱由来のJ-クレジットはSBTの目標達成において再エネ調達量として報告可能。**

(必須事項)

- 企業は基準年の排出量やSBT達成の度合を検証するために、GHGプロトコルScope2ガイダンスの**ロケーション基準、マーケット基準のどちらを利用しているのかを開示**する必要がある。なおSBTの設定と進捗の把握には、同一のScope2算定アプローチを使用するものとする。
- 再生電力を1.5℃シナリオに準ずる割合で積極的に調達する目標は、**Scope2排出削減目標の代替案**として認められる。SBT事務局は、RE100の推奨事項に沿って、このアプローチにおける再生可能電力閾値（総エネルギー使用量に対する再生可能エネルギー割合）を、2025年までに80%、2030年までに100%とすることとしている。既にこの基準値以上の電力を調達している企業は、再生可能エネルギー使用割合を維持または増加させる必要がある。

【補足】Scope2排出量の報告方法



- 基準年の排出量を算定する際は、GHGプロトコルScope2ガイダンスのロケーション基準又はマーケット基準のどちらか一方を選択
- 国・地域によらず基準は統一する必要がある
- マーケット基準を選択したものの、マーケット基準で適用する排出係数がない国・地域（電力自由化等が未実施）は、自動的にロケーション基準の排出係数となる

報告方法	適用する排出係数
ロケーション基準手法	系統網平均の排出係数 （地域、国などの区域内における発電に伴う平均の排出係数）
マーケット基準手法	契約に基づく排出係数

(推奨事項)

- 熱・蒸気：SDAを用いる企業は、熱と蒸気による排出を直接排出（Scope1）として計算することを推奨。
- 目標年における電力の排出係数を設定することが必要な場合、**電力セクターも2℃を十分に下回るシナリオに沿ったSBT水準の排出削減を行うことを想定**して、設定することを推奨。

(必須事項)

- GHGプロトコル企業バリューチェーン（Scope3）算定報告基準に則り、Scope3各カテゴリの割合を調べるため、すべての関連するScope3カテゴリのScope3スクリーニングを実施する必要がある。
- 企業の**Scope3排出量がScope1,2,3を合わせた量の40%以上を占める場合、Scope3の目標の設定が必要。**
- 天然ガスまたはその他の化石燃料製品の販売または輸送に関与するすべての企業は、自社のScope1,2,3合計排出量と比較したこれらの排出量比率に関係なく、販売した製品の使用に関するScope3目標を設定しなければならない。
- Scope3目標は、GHGプロトコル企業バリューチェーン（Scope3）算定報告基準に則り、Scope3全体の少なくとも2/3をカバーする、排出削減目標とサプライヤー/顧客・エンゲージメント目標のいずれかまたは双方の併用で、設定する必要がある。

(必須事項)

Scope 3 期間設定：

- 基準年と目標年についての前述の要件（Scope 1, 2）を参照。また、必要とされる中期目標に加えて、2050年までの長期目標の策定も推奨。その場合、長期的なScope3目標も下記の基準を満たす必要がある。

排出削減目標を設定する場合の目標水準：

- **Scope3の目標は「野心的」であることが求められる。**以下のいずれかを満たした目標が「野心的」とみなされる。
 - ✓ 総量削減：世界の気温上昇が産業革命以前の気温と比べて、**2℃未満**に抑えるようにした脱炭素化の水準に合致する総量排出削減目標
 - ✓ 経済的原単位：付加価値あたりの排出量を前年比で少なくとも7%削減する経済的原単位
 - ✓ 物理的原単位：部門別脱炭素化アプローチ内の関連する部門削減経路に沿った原単位削減。もしくは、総排出量の増加につながらず、少なくとも年間2%の削減に相当する直線形原単位改善につながる目標

(必須事項)

サプライヤー/顧客・エンゲージメント目標の場合：

- サプライヤー/顧客に対して、気候科学に基づく排出削減目標の設定を勧める企業目標は、以下の要件が満たされたときに認められる。
 - ✓ 企業は、関連があり信頼のある上流もしくは下流カテゴリのどれでも目標の設定が可能。
 - ✓ 関連があり信頼のある、上流もしくは下流カテゴリの排出量の何%がエンゲージメント目標によってカバーされるかSBT事務局に報告しなければならない。排出量が不明の場合は、年間の調達金額の何%が目標に含まれるか※を目標文言の中で情報を提供しなければならない。
 - ✓ 目標は、SBT事務局に正式に提出された日から**遅くとも5年以内に達成する必要がある。**
 - ✓ サプライヤー/顧客は、SBT事務局の資料に沿って気候科学に基づいた排出削減目標を設定しなければならない。

※対象範囲を支払額で測る場合、企業はバウンダリ基準（P.120,4項目目）が準拠されていることを示す妥当性確認のため、その支払額に関連した排出量範囲の見積もりを提供することが推奨される。

【参考】中小企業向けSBT



- SBT事務局が中小企業の目標設定に向けて独自のガイドラインを設定。
通常のSBTとの違いは下記の通り

	中小企業向けSBT	<参考> 通常SBT
対象	以下を満たす企業 ・従業員500人未満・非子会社・独立系企業	特になし
目標年	2030年	公式申請年から、 5年以上先、15年以内の任意年
基準年	2018年	最新のデータが得られる年での設定を推奨
削減対象範囲	Scope1,2排出量	Scope1,2,3排出量。但し、Scope3がScope1~3の合計の40%を超えない場合には、Scope3目標設定の必要は無し
目標レベル	以下の2つのオプションから選択 ■ Well below 2°C Scope1,2を30%削減、Scope3を算定・削減 ■ 1.5°C Scope1,2を50%削減、Scope3を算定・削減	下記水準を超える削減目標を任意に設定 ■ Well below 2°C (必須) 少なくとも年2.5%削減 ■ 1.5°C (推奨) 少なくとも年4.2%削減
費用	1回USD1,000(外税)	目標妥当性確認サービスはUSD4,950(外税) (最大2回の目標評価を受けられる) 以降の目標再提出は、1回USD2,490(外税)
承認までのプロセス	目標提出後、自動的に承認され、SBTi Webサイトに掲載	目標提出後、事務局による審査 (最大30営業日) が行われる 事務局からの質問が送られる場合もある

(必須事項)

化石燃料製品を販売・輸送・流通している事業者：

- 天然ガスまたはその他の化石燃料製品を販売、輸送、流通している企業は、世界の気温上昇を産業革命以前と比べて、2°Cを十分に下回るよう抑えるために必要な脱炭素化レベルと一致する、販売した製品の使用に対しての総量または原単位に基づくScope3排出削減目標を設定しなければならない。顧客・エンゲージメント目標の設定によってこれを満たすことはできない。

(推奨事項)

サプライヤー・エンゲージメント：

- サプライヤーがSBT目標を設定する際に、SBTガイダンスやツールを使用することを推奨している。サプライヤーの目標の検証は必須ではないが、推奨される。

間接使用段階目標：

- エンドユーザーの行動に影響を及ぼす目標（例、啓蒙活動）や法人顧客にSBTの採用を促進する目標（例、顧客エンゲージメント目標）は必要ではないが、間接使用段階の排出量が多い場合は目標の設定が推奨される。企業は、Scope3の目標範囲に間接使用段階の排出量を含めることができるが、P.120の4項目目で定義される2/3の閾値に含めることはできない。つまり、これらの目標は、企業のScope3目標を超えるものとして扱われる。直接および間接使用段階で排出量を発生させる製品の一覧に関しては、GHGプロトコルScope3基準を参照。

(必須事項)

- 企業は、部門ガイダンスの発行後6か月以内に、関連する部門別手法およびガイダンスに示されている目標設定および最低限の野心水準要件に従わなければならない。部門別ガイダンスと要件のリストは、目標検証プロトコルと目標設定マニュアルから利用可能。

(必須事項)

- 企業は企業全体のGHG排出量インベントリと公表した目標に対する進捗を**年に1度報告**しなくてはならない。

(推奨事項)

- 開示の場所：インベントリの開示場所について、公開である限り特定の要件はない。推奨としては、年次報告、サステナビリティ報告書、企業のウェブサイト、または、CDP質問書への回答など。

(必須事項)

- 最新の気候科学とベストプラクティスとの整合性を確実にするために、最低5年ごとに目標の見直しを行い、必要に応じて再計算、再検証を受けなければならない。**既に承認された目標を持つ企業は、最長でも2025年までに再検証をしなければならない。**再計算が必要な、既に承認された目標を持つ企業は、再提出時に適用可能な最新の基準に従わなければならない。
- 目標が承認された企業は、承認日から6か月以内にSBTi ウェブサイトで目標を公開する必要がある。他の公開時期についてSBTiとの合意がされていない限り、6か月後に発表されていない目標は再度承認プロセスを経なければならない。

(推奨事項)

- 既存の目標との関連性や一貫性を損なう可能性がある重大な変更を反映するために、必要に応じて目標を再計算する必要がある。以下の変更は、目標の再計算が必要となる一例である。
 - Scope3排出量がScope1,2,3合計排出量の40%以上になる
 - インベントリまたは目標範囲における除外排出量の大幅な変化
 - 企業の構造や活動の大幅な変更(例えば、買収、売却、合併、仕事の企業内部化、外注、商品またはサービス提供の変更)
 - 基準年排出量の大幅な見直しまたは成長予測などの、目標を設定するために利用されたデータの変更 (例えば、大規模な間違いを見つけたり、小さな間違いが積み重なって大きな規模の修正になっているもの)
 - SBT目標を設定する際に使用される予測/前提に対するその他の重要な変更
- SBT事務局は、企業が毎年目標に関連する予測の有効性を確認することを推奨。重要な変更はSBT事務局に通知し、該当する場合は重大な変更について公表する必要がある。

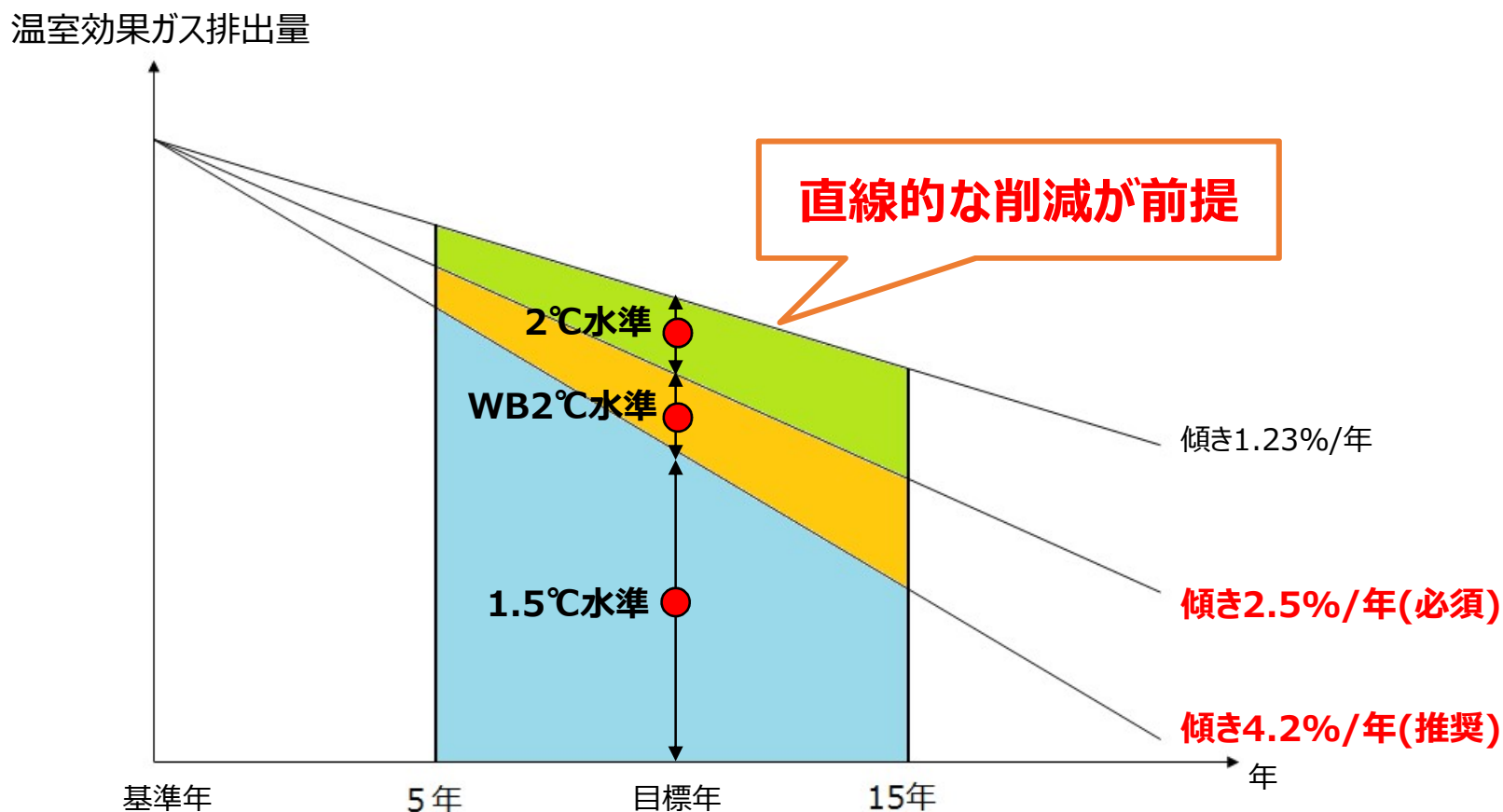
8. SBTの設定手法

- Scope1,2のSBT設定手法として、原則「**総量削減**」、「**SDA**」の2手法を推奨している

手法	概要	基準	認定水準
総量削減 Absolute Emissions Contraction	<ul style="list-style-type: none"> • (当初の排出量実績に関係なく) 全企業が排出総量を同じ割合で削減する手法。 • 目標の設定と進捗状況の把握が容易で分かり易い手法。 • 多くのセクターに応用が可能 (ただし、使用が推奨されないセクターもある)。 	総量	WB2°C / 1.5°C
SDA Sectoral Decarbonization Approach	<ul style="list-style-type: none"> • IEAが定めた<u>セクター別の原単位</u>の改善経路に沿って削減する手法 • SDAを利用可能なセクターは下記のとおり。 	原単位	WB2°C (IEA B2DSシナリオ)

手法その1 総量削減 (Absolute Emission Contraction)

- ◆ 全企業が排出総量を同じ割合で削減する手法。
- ◆ 基準年から毎年同量を削減していく想定で、現在から5～15年後の目標を設定。



- ◆ 総量削減アプローチは、全企業が排出総量を同じ割合で削減するものであるが、当然、部門・業種・業態によって、排出の実態やこれまでの削減取組の進捗も異なる。
- ◆ このため、SBTではいくつかの部門について、**2050年の、何らかの活動量当たりの原単位の低減水準を設定**し、その部門に該当する企業は、その原単位まで下げるという目標を設定するアプローチも用意している。

⇒ **Sectoral Decarbonization Approach (SDA)**

※具体的な2050年の部門ごとの原単位目標は、IEAが実施した最適化計算による原単位予測をベースにして、SBT事務局にて設定している。

- ◆ SDAの設定ではSBT事務局が公開している計算ツールを利用。
- ◆ 計算ツールに「部門」、「基準年・目標年」、「事業活動・排出量に関するデータ」を入力すれば、**目標とする原単位の改善率、削減量、削減率、削減経路が自動で計算される！**

※最新のSBTツール（Ver.1.2）では、化学・石油化学部門のScope1、2計算には利用できない。

※自動車製造業のScope3算定はSDA計算ツールの「Transport Tool」を利用する必要がある。

SDAが設定されている部門

- 以下のセクターに対してSDAが用意されている

部門	中部門	活動量
電力		電力量(MWh)
製造業	鉄鋼	粗鋼生産(トン)
	セメント	セメント生産(トン)
	アルミ	アルミ生産(トン)
	紙・パルプ	紙・板紙生産(トン)
輸送サービス	旅客(航空, バス, 乗用車, 鉄道)	収益・人・キロ(revenue passenger kilometer)
	その他輸送	付加価値(ドル)
サービス・商業ビル	貿易, 小売, 金融, 不動産, 公共部門, 病院等, 教育, 他商業	床面積(m ²)

※熱供給、産業用エネルギー利用、家庭用建築物については扱っていない。

セクター別ガイダンスの準備状況

- その他以下のセクターに対して、セクター別ガイダンスが準備されている（準備中のものを含む）

部門	状況
アルミニウム	SBT事務局よりアルミニウムセクターにおける取組の障壁に関する報告書が公開中
農業・林業・その他土地利用	2021年第2四半期に食料製造・農業・森林セクター向けの方法論とガイダンスが発表予定
化学	SBT事務局より化学セクターにおける取組の障壁に関する報告書が公開中
空運	2021年第2四半期に空運セクター向け方法論が発表予定
海運	2020年第4四半期に海運セクター向け方法論が発表予定
輸送：陸運	SBT事務局より陸運セクター向けSBT計算ツールと方法論が公開中
石油・ガス製造	2021年早期に石油・ガス製造セクター向け方法論が発表予定
電力	SBT事務局より電力セクター向けのSBT計算ツールとSBTガイダンスが公開中
金融機関	SBT事務局より金融セクター向けSBTガイダンスが公開中
アパレル・履物	SBT事務局よりアパレル・履物セクター向けSBTガイダンスが公開中
通信	SBT事務局より情報・通信セクター向けSBTガイダンスが公開中

- SBT事務局ウェブサイトには、SBT設定マニュアルなど各種資料が掲載されている

資料名	概要	URL
Foundations of Science-based Target Setting	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>SBTの基礎</u> 削減経路の算出方法について説明されたもの 	https://sciencebasedtargets.org/wp-content/uploads/2019/04/foundations-of-SBT-setting.pdf
Science-based Target Setting Manual	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>SBT設定マニュアル</u> SBTを設定する際の段階的なガイダンス及び推奨事項についてまとめられたもの 	https://sciencebasedtargets.org/wp-content/uploads/2017/04/SBTi-manual.pdf
SBTi Criteria and Recommendations	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>SBTi認定基準および推奨事項</u> SBT認定のために満たすべき目標の基準、推奨事項について、まとめられたもの 	https://sciencebasedtargets.org/resources/files/SBTi-criteria.pdf
Target Validation Protocol	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>目標妥当性確認規定</u> 妥当性確認プロセスの方法と評価基準を説明したもの 	https://sciencebasedtargets.org/resources/files/target-validation-protocol.pdf
Science-Based Target Setting Tool	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>SBT削減目標算定ツール</u> SBT事務局による、SBTとして認定される水準の目標を算出するツール 	https://sciencebasedtargets.org/resources/files/SBT-Tool-v1.2.1.xlsx
SBTi Target Submission Form and Guidance	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>SBT目標の申請フォーム（およびそのガイダンス）</u> SBT事務局に目標を申請する際に記入、提出するフォーム 	https://sciencebasedtargets.org/resources/files/target_submission_form_july_2021-Final.docx

- 環境省「グリーン・バリューチェーンプラットフォーム」
 - https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/
- Science Based Targetsホームページ
 - <http://sciencebasedtargets.org/>

